

高知くらしの護身術

89

携帯電話

名義貸してトラブル

(2008年4月22日掲載原稿)

現代では、携帯電話は広く普及し、なくてはならない通信手段になりつつあります。利用している年齢層も幅広くなってきており、家族が一人1台ずつ持っている家庭も少なくないでしょう。手軽で便利な道具ですから、家族や友人間で「ちょっと貸して」といった貸し借りもやっと思いがちですが、この貸し借りが、後々「しまった」につながる場合があります。

例えば、今非常に携帯電話メールでの架空請求（身に覚えのないサイト登録料の請求など）や、不当請求（「無料」と書いてあるサイトをクリックしたら、有料登録された、など）が多いのですが、自分しか使っていない携帯電話ならば、ハッキリと「身に覚えがない」と言い切れますが、これが人に貸していた時間があると・・・「もしかしたらあのときに・・・？」という疑いが発生してしまいます。

また、携帯電話を利用したキャッシング（借金）の出来るサイトもありますので、実際に知らないうちに借金されてしまうこともありえます。そんな事にならないためには、例え親しい間柄でも、携帯電話の貸し借りは要注意です。また、携帯電話をご自分の名義で他人に使わせる行為は「名義貸し」といいます。友人から頼まれて、名義を貸したところ、その携帯電話が迷惑メールや架空請求に用いられたとして、ご自分名義の携帯電話をすべて差止められたり、名義を貸した相手が行方不明になり、高額な未納料金の支払義務だけが残ったといった事例もあります。

親切でしたことでも、名義があなたである以上は、犯罪に利用されれば責任が問われ、利用料金の支払義務も名義人にあるのです。

携帯電話・・・見た目は小さくてきれいなおもちゃのようですが、思いのほか大きな存在です。

決して軽い気持ちで貸し借りや名義貸しをしないようにしてください。